



解雇等された外国人の方への就労継続支援のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により解雇等され、実習の継続が困難となった技能実習生などの外国人労働者の方々が、再就職し、就労が継続できるよう、当面の間の特例措置として、最大1年間の「特定活動（就労可）」の在留資格を許可することとしています。

対象者

以下の方々で、転職・就職先と雇用契約（注）を結ばれた方

- 解雇等され、実習の継続が困難となった技能実習生
- 解雇等され、就労の継続が困難となった外国人労働者
(在留資格「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」等)
- 採用内定を取り消された留学生 など



（注）特定産業分野に限られます。

申請手続

外国人の方の住居地を管轄する地方出入国在留管理局・出張所に、「特定活動（就労可）」への在留資格の変更許可を申請してください。

上記の対象となる方のうち、転職・就職先を見つけることが難しい場合は、国のサポートによる求人事業者とのマッチング支援を受けることができます。



お問い合わせは最寄りの地方出入国在留管理局・出張所まで

連絡先一覧 <http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html>



マッチング支援の流れ

STEP 1

氏名、連絡先、希望する分野（特定産業分野）などの必要事項を「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載し、提出してください（注）。

（注）「特定技能」の場合は地方出入国在留管理局に、その他の在留資格の方は、出入国在留管理庁に提出してください。

「個人情報の取扱いに関する同意書」→



STEP 2

出入国在留管理庁から、関係省庁などを通じ職業紹介機関に提供

STEP 3

職業紹介機関による転職・就職先企業とのマッチングの実施



STEP 4

転職・就職先企業との雇用契約の締結

STEP 5

地方出入国在留管理局・出張所に「特定活動（就労可）」への在留資格変更の申請、許可



会社で働けなくなった外国人の方に

新型コロナウイルスのために、仕事ができなくなった技能実習生など外国人の方が、引き続き日本で仕事ができるよう、しばらくの間、特別に、最大1年間、働くことができる「特定活動」の在留資格を認めることとしています。

在留資格をもらえる方

次の方で、別の会社と契約（注）した方

- 会社をやめろと言われるなど、研修ができなくなった技能実習生
- 会社をやめろと言われるなど、仕事ができなくなった外国人労働者
(例：在留資格「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」など)
- 採用が取り消された留学生 など



（注）特定技能の分野だけです。

手続の方法

近くの地方出入国在留管理局・出張所に、「特定活動（就労可）」への在留資格の変更許可を申請してください。

会社をやめろなどと言われた方で、別の会社を見つけることが難しい場合は、国のサポートで、会社とのマッチングを受けることができます。



お問い合わせは近くの地方出入国在留管理局・出張所まで

連絡先 <http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html>



マッチング支援の流れ

STEP 1

名前、連絡先、希望する分野（特定技能の分野）など必要な情報を「個人情報の取扱いに関する同意書」に書いて、提出してください（注）。

（注）「特定技能」の在留資格の方は地方出入国在留管理局に、「それ以外の在留資格」の方は、出入国在留管理庁に提出してください。

「個人情報の取扱いに関する同意書」→



STEP 2

出入国在留管理庁から、関係省庁などを通じて、仕事を紹介する機関に提供

STEP 3

仕事を紹介する機関が、あなたと新しい会社をマッチング

STEP 4

新しい会社と契約



STEP 5

「特定活動（就労可）」への在留資格の変更許可を地方出入国在留管理局・出張所に申請、許可